

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣関係（第一条―第十三条）

第二章 総務省関係（第十四条―第十六条）

第三章 文部科学省関係（第十七条―第二十条）

第四章 厚生労働省関係（第二十一条―第五十六条）

第五章 農林水産省関係（第五十七条―第八十六条）

第六章 経済産業省関係（第八十七条―第九十五条）

第七章 国土交通省関係（第九十六条―第一百六十五条）

第八章 環境省関係（第一百六十六条―第一百八十九条）

附則

第一章 内閣関係

（災害対策基本法の一部改正）

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「する」を「した」に改め、「」は、「」の下に「速やかにその旨を」を加え、「協議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第四十条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削る。

第四十二条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第四十四条第三項中「第四十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。

第六十八条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

第六十八条の二第三項中「前項」を「前二項」に改める。

(家庭用品品質表示法の一部改正)

第二条 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うこととすることができる。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第三条 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「作成しなければならぬ」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「おおむね次に」に改め、同条第四項中「、必要があると認めるときは」を削り、「作成しなければならぬ」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第五項中「すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければ」を「速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければ」に改め、同条第六項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（活動火山対策特別措置法の一部改正）

第四条 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、第五号を削る。

第八条第一項から第三項までの規定中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第五項中「協議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第六項中「を変更する場合」を「の変更」に改める。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第五条 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。）及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。）及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第一号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第六条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十号を削る。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第七条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「知事」の下に「(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)」を加える。

第十条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第四十三条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四十四条の二第一項及び第四十四条の三中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第八条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の

一部を次のように改正する。

第五条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項第八号を削り、同条第三項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第六条中「管理者等は」の下に「、前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは」を加える。

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第九条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村长）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村长）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第四条第三項及び第六項」を「第四条第四項及び第七項」に改める。

第四条第二項第一号中「及び名称並びに特性」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「第二項第五号」を「第二項第三号」に改め、

同項を同条第十項とし、同条第八項中「構造改革特別区域計画が」を「場合において、構造改革特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第

八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第四号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画を定める場合には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 構造改革特別区域の名称及び特性

二 構造改革特別区域計画の意義及び目標

三 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

第六条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」を「第四条第四項から第十二項まで」に改める。

第七条第一項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第九条第一項中「第四条第八項各号」を「第四条第九項各号」に改め、同条第三項中「第四条第十一項」を「第四条第十二項」に改める。

第十八条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」の下に「並びに同法第

二十一条の規定に基づく都道府県の条例」を加える。

第二十条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「同条第八項又は第十一項」を「同条第九項又は第十二項」に、「第二十條第八項又は第十一項」を「第二十條第九項又は第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 教育目標に関する事項

二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

第三十二条第一項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村

防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防

災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(地域再生法の一部改正)

第十二条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五条第二項第二号を削り、同項第三号中「前号の目標を達成する」を「地域再生を図る」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号及び第六号を削り、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「地域再生計画が」を「場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次

に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 地域再生計画の目標

二 その他内閣府令で定める事項

第六条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第七条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第四項から第十一項まで」を「第五条第五項から第十二項まで」に改める。

第八条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

第九条中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

第十条第一項中「第五条第八項各号」を「第五条第九項各号」に、「同条第三項各号」を「同条第四項

各号」に改め、同条第三項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

第十二条第二項第二号及び第五項第一号中「第五条第二項第三号」を「第五条第二項第二号」に改める。

第十九条第一項中「第五条第三項第三号」を「第五条第四項第三号」に改める。

第二十条第一項中「第五条第三項第四号」を「第五条第四項第四号」に改める。

第二十一条中「第五条第三項第五号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二十三条第二号中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第十三条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「場合には」を「ため」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第五項中「公表する」を

「公表するよう努める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「聴取」の下に「を行う場合には、当該聴取」を加え、「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「第二項各号」に、「聴く」を「聴くよう努める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第十六条第一項中「、遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十三号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「。第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改める。

第十七条中「、第十一条第三項及び第十二条」を「及び第十一条第三項」に、「同条中「第九条第二項第五号」を「第十二条中「第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項」に、「第十条第二項第五号」を「前条第一項」と、「官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならない」に改め、第十六条第二項第五号に規

定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価を行うものとする」に改める。

第十八条第一項中「、遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十一号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「。第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同項第四号中「の目的」を「目的」に改める。

第十九条中「」とあるのは「第十八条第二項第五号」と、「」を「に規定する評価の基準に従って、」に改め、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、」を削り、「あるのは「その評価」を「あるのは「第十八条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価」に改める。

第三十四条第一項中「次に」を「実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に」に改める。

第二章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項中第十号及び第十一号を削り、第十一号の二を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

第二百六十条第一項中「政令で特別の定をする場合を除く外」を「市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか」に、「あらたに」を「新たに」に改め、「市町村長が」を削り、「これを定め、都道府県知事に届け出なければならぬ」を「定めなければならぬ」に改め、同条第二項中「届出を受理した」を「処分をした」に、「都道府県知事は、直ちに」を「市町村長は、」に改める。

別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項第一号中「同条第三項」を「同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）」、同条第八項に改め、同表社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項第二号中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同項第三号中「市町村（指定都市及び中核市を除く。）」を「町村」に改め、同表公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項中「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）」に改め、同表道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項第一号ハ中「第十七条

第三項」を「第十七条第四項」に改め、同表地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の項第一号中「及び第三項」を削り、同表薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）の項第一号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同項第二号中「第六十九条第三項並びに第七十条第一項及び第二項」を「第二十条第一項及び第二項、第六十九条第一項及び第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項」に改め、同項第三号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項第一号イ中「ロ」を「ハ」に改め、「に限る」の下に「。ロにおいて同じ」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第六十五条第一項の規定により市が処理することとされている事務

別表第一都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項第二号中「第三百三十九条の三各号」を「第三百三十九条の四各号」に改め、同表都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項第二号中「第六十一条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第六十六条第一項から第八項まで並びに第九十八条第二項（第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

別表第一環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項第一号中「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同項第二号中「第九十二条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第九十二条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項第三号中「第六十一条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同表公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項中「市町村」を「町村」に改め、同表大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項第三号中「第六十四条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項第三号中「第九十二条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同表マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項中「市町村」を「町村」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十五条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「（平成十九年法律第九十四号）」を削り、「地方債（」の下に「第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるもの並びに」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第

十項とし、同条第四項中「地方債」の下に「（第六項の規定による届出がされた地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加え、「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第三項中「政令で定める」を削り、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が政令で定める数値を超えるものを除く。）であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち次に掲げる地方債の合計額が政令で定める額（第七項において「協議不要基準額」という。）を超えないもの（第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この項、第五項、第六項及び第八項において「公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起し、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第

一項に規定する許可を得た地方債の資金を公的資金から公的資金以外の資金に変更しようとする場合を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

一 第一項の規定による協議をした地方債

二 第六項の規定による届出をした地方債

三 次条第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号

において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三 連結実質赤字比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号に規定する連結実質赤字比率

四 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号に規定する将来負担比率

5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要

する経費の財源とする地方債を起し、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるところのうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6 協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて地方債を起し、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより

、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

7 前項の規定による届出をした地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち第三項各号に掲げるものの合計額が協議不要基準額を超えることとなった場合は、当該地方公共団体は、その超えることとなつた日以前に前項の規定による届出をした地方債について、既に当該届出をした地方債を起し、又は当該届出をした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更している場合を除き、第一項の規定による協議をしなければならない。この場合において、その超えることとなつた日以前に当該地方公共団体がした前項の規定による届出は、既に当該地方公共団体が起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方債に係るものを除き、なかつたものとみなす。

第五条の四第一項各号列記以外の部分中「協議」の下に「又は同条第六項の規定による届出」を加え、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公

共同体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

第五条の四第一項第五号中「協議をせず」の下に「若しくは同条第六項の規定による届出をせず」を加え、同項第六号中「協議をし」の下に「、若しくは同条第六項の規定による届出をし」を加え、「許可に」を「届出又は許可に」に改め、同条第三項中「協議」の下に「又は同条第六項の規定による届出」を加え、同項第一号中「（昭和二十七年法律第二百九十二号）」を削り、同条第四項及び第五項中「協議」の下に「又は同条第六項の規定による届出」を加え、同条第六項中「第五項」を「前項」に、「同条第三項」を「同条第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第三十条の三中「同条第三項」を「同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）」、「同条第八項」に改める。

第三十三条の五の七第二項中「第五条の四第一項」を「第六項並びに第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「実質公債費比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。）」を「第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率」に、「将来負担比率（同条

第四号に規定する将来負担比率をいう。」を「同項第四号に規定する将来負担比率」に改め、同条第五項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第三十三条の七第六項中「第五条の三第四項」を「第五条の三第九項」に改める。

第三十三条の八第一項中「第五条の三第一項」の下に「及び第六項」を加え、同条第三項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第三十三条の八の二第一項中「第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、」を「第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「に改め、同条第二項中「第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、」を「第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」

と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十六条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同条第三号中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第十三条第一項中「協議をすること」の下に「及び同条第六項の規定による届出をすること」を加え、同条第三項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

附則第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

第三章 文部科学省関係

（社会教育法の一部改正）

第十七条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該」に改め、同条第二項中「定数、」を「委嘱の基準、定数及び」に、「必要な事項は、」を「当該公民館運営審議会に關し必要な事項は、当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（図書館法の一部改正）

第十八条 図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該図書館を設置する地方公共団体の」に改める。

第十六条中「定数、任期その他」を「任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に關し」に改め、同条に後段として次のように加える。

。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(博物館法の一部改正)

第十九条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を削る。

第二十二条中「委員の」の下に「任命の基準、」を加え、同条に後段として次のように加える。

。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二十条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号

)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第四章 厚生労働省関係

(地域保健法の一部改正)

第二十一条 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項の次に次の一項を加える。

前項各号に掲げる事項のほか、人材確保支援計画を定める場合には、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

第二十二条第一項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第二号」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二十二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「、厚生労働大臣の定める基準に従い」及び「に関して計画を作成し、これ」を削る。

第二十一条の五の六第四項中「第二十一条の五の十五第二項第四号」を「第二十一条の五の十五第二項第六号」に、「第二十四条の十七第一号及び第二十四条の三十六第一号」を「第二十四条の十七第十一号及び第二十四条の三十六第十一号」に改める。

第二十一条の五の十五第二項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「の役員又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項において「役員等」という。）が禁錮」を「が禁錮」に改め、同項第五号中「又は申請者の役員等」を削り、同項第六号中「経過しない者」の下に「（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」を加え、同項第七号中「（申請者

」の下に「（法人に限る。以下この号において同じ。）」を加え、同項第八号を次のように改める。

八 削除

第二十一条の五の十五第二項第十号中「申請者の役員等」を「申請者」に、「であつた者」を「又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者」に改め、同項第十二号中「又は申請者の役員等」を削り、同項に次の二号を加える。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

第二十一条の五の十五に次の一項を加える。

都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第二十一条の五の二十三第一項第一号中「又はその役員等」を削り、「第八号又は第十号」を「第十

三号又は第十四号」に改め、同項第十一号中「の役員等」を「が法人である場合において、その役員等」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 指定障害児通所支援事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十一条の十の二第二項中「又は第十七条第一項の指導（保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。）」を「（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）」、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導」に改める。

第二十四条の九第二項中「除く。」の下に「及び第三項」を加える。

第二十四条の十七第一号中「又はその役員若しくは当該指定障害児入所施設の長（以下この条において「役員等」という。）」を削り、「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号」を「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第十三号又は第十四号」に改め、同条第十一号中「又はその役員等」を「が法人である場合において、その役員又は当該指定障害児入所施設の長」に改め、同

条に次の一号を加える。

十二 指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十四条の二十八第二項中「第二十一条の五の十五第二項」の下に「(第四号、第十一号及び第十四号を除く。)」を、「おいて」の下に「、第二十一条の五の十五第二項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか」を加える。

第二十四条の三十六第一号中「又はその役員若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(第十一号において「役員等」という。)」を削り、「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号」を「第二十一条の五の十五第二項第五号又は第十三号」に改め、同条第十一号中「役員等」を「役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人」に改める。

第五十六条の八第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第四項中「毎年少なくとも

も」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第五十六条の九第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第五項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

（理容師法の一部改正）

第二十三条 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第四条及び第十一条の四第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第二十四条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「都道府県知事」の下に「（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）」を加え、「うけた」を「受けた」に改める。

第三章の二を削る。

（興行場法の一部改正）

第二十五条 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七条の二を除き、」を削る。

第二条第二項中「が都道府県」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）」を加える。

第七条の二を削る。

（旅館業法の一部改正）

第二十六条 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条の二を除き、」を削り、同条第三項第三号中「都道府県」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）」を加える。

第九条の二を削り、第九条の三を第九条の二とする。

(公衆浴場法の一部改正)

第二十七条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七条の二を除き、」を削る。

第二条第三項中「都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)」を加える。

第七条の二を削る。

(民生委員法の一部改正)

第二十八条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「、厚生労働大臣の定める基準に従い」及び「に關して計画を樹立し、これ」を削る。

(医療法の一部改正)

第二十九条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号及び第四条の二第一項第八号中「厚生労働省令」の下に「並びに同項の規定に基づ

く都道府県の条例」を加える。

第七条第四項中「厚生労働省令」の下に「並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例」を加える。

第七条の二第一項から第三項までの規定中「標準」を「基準」に改め、同条第四項中「標準」を「基準」に、「医療計画において」を「都道府県の条例の」に改め、同条第五項中「厚生労働省令」の下に「で定める基準に従い都道府県の条例」を加える。

第十八条中「医師が常時三人以上勤務する」を削り、「開設者は」の下に「、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めるところにより」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条第一項中「は、厚生労働省令」の下に「（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）」を加え、同項第一号中「、歯科医師、」を「及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の」に改め、同項第十二号中「厚生労働省令」を

「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「、厚生労働省令」の下に「（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第三号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）」を加え、同項第一号中「、歯科医師、」を「及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の」に改め、同項第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、病院及び療養病床を有する診療所の従業者及びその員数（厚生労働省令で定めるものに限る。）については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第二十三条の二中「基づく厚生労働省令」の下に「又は都道府県の条例」を加える。

第三十条の四第五項及び第六項中「標準」を「基準」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三十条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「（次項において「相談援助」という。）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第

二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することができる。困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

第二十九条第二項中「最低基準」を「基準」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第三項」に改める。

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

第三十七条中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第二号中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第三十一条 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

（保護施設の基準）

第三十九条 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準とし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 保護施設に配置する職員及びその員数

二 保護施設に係る居室の床面積

三 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 保護施設の利用定員

3 保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第四十一条第三項中「第三十九条に規定する基準の外、左の」を「第三十九条第一項の基準のほか、次の」に改め、同項第三号中「当る」を「当たる」に改める。

第四十五条第一項第一号中「第三十九条に規定する基準」を「第三十九条第一項の基準」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第三十二条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「洗たく物を洗たく」を「洗濯物を洗濯」に、「仕上」を「仕上げ」に、「終わった」を「終わった」に、「終わらない」を「終わらない」に改め、同項第三号中「洗たく物」を「洗濯物」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第五号中「洗たく物」を「洗濯物」に、「洗たくする」を「洗濯する」に改め、同号ただし書中「洗たく」を「洗濯」に改め、同項第六号中「都道府県」の下に「(地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区については、市又は特別区)」を加える。

第十四条第一項中「地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の規定に基づく政令で定め

る」を「保健所を設置する」に改める。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第三十三条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「都道府県知事」の下に「（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第七条第三項中「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と、第十五条の三中「毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗」とあるのは「第二十二条第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）の事業場」と、「第二十三条の三」とあるのは「第十九条第三項」と読み替えるものとする。

第二十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十二条第五項

に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」と読み替えるものとする。

第二十二條第六項中「都道府県知事」の下に「（第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。）」を加える。

（社会福祉法の一部改正）

第三十四條 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十五條」を「第三百三十四條」に改める。

第十四條第八項中「その六月前までに」を「あらかじめ」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

第二十条中「これを実施しなければ」を「及びこれを実施するよう努めなければ」に改める。

第三十条第一項各号を次のように改める。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてそ

の行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

二 第九十九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

第五十六条第一項中「指定都市若しくは中核市の長」を「市長」に改める。

第六十二条第四項中「厚生労働大臣が定める最低基準」を「都道府県の条例で定める基準」に改める。

第六十五条の見出しを「（施設の基準）」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に、

「必要とされる最低の」を「条例で」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉施設に係る居室の床面積

三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉施設の利用定員

第七十一条中「第六十五条の最低基準」を「第六十五条第一項の基準」に、「同条の」を「同項の」に改める。

第七十二条第二項中「次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは」を「第七十七条又は」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

第七十七条及び第八十条中「講ずる」を「講ずるよう努める」に、「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 削除

第二百二十四条第二項、第三百三十一条第四号及び第五号並びに第三百三十二条を削る。

第三百三十三条中「前二条」を「前条」に、「各本条」を「同条」に改め、同条を第三百三十二条とし、第三百三十四条を第三百三十三条とし、第三百三十五条を第三百三十四条とする。

別表指定都市及び中核市の項中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同表市町村（指定都市及び中核市を除く。）の項中「市町村（指定都市及び中核市を除く。）」を「町村」に改める。

第三十五条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第七十三条を次のように改める。

（市の区域内で行われる隣保事業の特例）

第七十三条 市の区域内で行われる隣保事業について第六十九条、第七十条及び前条の規定を適用する場合においては、第六十九条第一項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び市」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同条第二項、第七十条及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第二百五条第一項中「第六十九条第一項」の下に「（第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を

含む。」を加える。

第三百三十一条第三号中「第三項まで」の下に「（これらの規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正）

第三十六条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「厚生労働大臣に提出するとともに、公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出する」に改める。

（美容師法の一部改正）

第三十七条 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（読替規定）

第二十条 地域保健法（昭和三十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特

別区にあつては、前各条の規定（第四条第五項及び第十二条の三第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

（水道法の一部改正）

第三十八条 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「布設工事」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）」を加え、同条第二項中「資格」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）」を加える。

第十九条第三項中「資格」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）」を加える。

第四十六条第二項中「市町村長」を「町村長」に改める。

第四十八条の二の見出し及び同条第一項中「保健所を設置する」を削り、同条第二項中「保健所を設置する市の」を削り、「保健所を設置する市又は」を「市又は」に改める。

第五十条第四項及び第五十条の二第二項中「保健所を設置する市の」を削る。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第三十九条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「(次項において「相談援助」という。)」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援助に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

第二十二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十五条の二の規定により市町村が行う委託に要する費用

第二十三条に次の一号を加える。

三 第十五条の二の規定により都道府県が行う委託に要する費用

第二十五条第一号及び第二号中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改め、同条第三号及び第四号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第四号」に改める。

第二十六条第一号中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改め、同条第二号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第四号」に改める。

(薬事法の一部改正)

第四十条 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「都道府県知事」の下に「(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七条第三項及び第十条において同じ。」を加える。

第二十一条の見出しを「(都道府県知事等の経由)」に改め、同条第一項中「都道府県知事」の下に「(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては

、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）を加える。

第二十六条第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）」を「保健所を設置する市」に改める。

第六十九条第二項中「店舗販売業」を「薬局又は店舗販売業」に、「その店舗」を「その薬局又は店舗」に改め、「第八条の二第一項若しくは第二項」を削り、「第七十二条の二から」を「第七十二条の二、第七十二条の四から」に改め、同条第六項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、薬局開設者が、第八条の二第一項若しくは第二項又は第七十二条の三に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

第六十九条の二第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十条第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

第七十六条の三第一項中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第七十六条の七第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

第七十六条の八第二項及び第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第八十一条の見出しを「(都道府県等が処理する事務)」に改め、同条中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を加える。

第八十一条の三第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中「第六十九条第三項並びに第七十条第一項及び第二項」を「第二十一条第一項及び第二項、第六十九条第一項及び第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項」に改める。

第八十三条第一項中「動物」との下に「、第四条第一項中「都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))

又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七条第三項及び第十条において同じ。」とあるのは「都道府県知事」とを、「維持」との下に「第二十一条第一項中「都道府県知事（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」とを加え、「地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）」を「保健所を設置する市」に、「中「都道府県知事（店舗販売業にあつては、その店舗」を「中「都道府県知事（薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗」に、「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

第八十七条第九号中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

第八十九条第四号中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改める。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第四十一条 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「その他の関係者」及び「とともに、その内容を公表する」を削る。

（母子保健法の一部改正）

第四十二条 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第十九条第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村长」に改め、同条第三項を削る。

第二十条第一項及び第七項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第二十一条第一項中「費用」の下に「及び第二十条の規定による措置に要する費用」を加え、同条第二項を削る。

第二十一条の二を次のように改める。

（都道府県の負担）

第二十一条の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち

ち、第二十条の規定による措置に要する費用については、その四分の一を負担するものとする。

第二十一条の三中「第二十一条第二項」を「第二十一条」に、「都道府県、保健所を設置する市及び特別区」を「市町村」に改め、「費用」の下に「のうち、第二十条の規定による措置に要する費用」を加える。

第二十一条の四第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を削る。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第四十三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「策定する」を「策定するよう努める」に改め、同条第三項中「第五条第二項から第四項まで及び第六項」を「第五条第三項及び第四項」に、「同条第六項及び前項」を「前二項」に、「第五条第四項及び第六項」を「第五条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努

めるものとする。

第七条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第十六条第二項中「（次項において「職業能力開発短期大学校等」という。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十九条第一項中「定める基準」の下に「（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たつては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第二十三条第一項を次のように改める。

公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、無料とする。

一 国が設置する職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。）

二 国が設置する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練

三 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。）

第二十三条第二項中「前項に規定するもの」を「、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練」に改める。

第二十四条第四項を削る。

第二十七条第五項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十八条第一項中「除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「受けた者」の下に「（都道府

県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者)」を加える。

第三十条の二第一項中「ものを除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「定める者（」の下に「都道府県が設置する公共職業能力開発施設の行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県の条例で定める者）であつて、」を加え、「者を除く。」を「者以外の者」に改め、同条第二項中「規定する職業訓練」の下に「（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行うものを除く。）」を加える。

（勤労青少年福祉法の一部改正）

第四十四条 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「前条第二項、第三項及び第五項」を「前条第三項」に、「同条第五項及び前項」を「前二項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「あたつて」を「当たつて」に、「きく」を「聴く」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表する

よう努めるものとする。

第七条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県勤労青少年福祉事業計画においては、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第二十条中「及び第七条第三項」及び「第七条第三項」を削る。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第四十五条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「次に掲げる」を「医療費適正化を推進することによる計画期間における医療に要する費用の見通しに関する」に改め、各号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「厚生労働大臣に提出するとともに、公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

二 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

三 前二号に掲げる目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

四 第一号及び第二号に掲げる目標を達成するための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

五 当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項

六 計画の達成状況の評価に関する事項

第十三条第一項及び第十四条第一項中「第九条第二項第二号」を「第九条第三項第二号」に改める。

(地域雇用開発促進法の一部改正)

第四十六条 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第八項中「

る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域雇用創造計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

二 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項

第六条第五項第二号中「第八号」を「第五号」に改め、同条第九項中「第三項」を「第四項」に改める

。

第七条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第十二条第二項第二号中「第六条第二項第八号」を「第六条第二項第五号」に改める。

第十八条第二項中「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正）

第四十七条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号

）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「においては、」の下に「おおむね」を加え、「を記載しなければならない」を「について定めるものとする」に改め、同条第四項中「、これを公表するとともに」を削る。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第四十八条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「あらかじめ」の下に「、当該事項に係る部分について、」を加える。

（水道原水水質保全事業の促進に関する法律の一部改正）

第四十九条 水道原水水質保全事業の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第五号を削り、同条第八項中「これを」の下に「公表するよう努めるとともに、」を加え、「送付するとともに、公表しなければ」を「送付しなければ」に改める。

第七条第五項第五号を削り、同条第九項中「これを」の下に「公表するよう努めるとともに、」を加え、
、「送付するとともに、公表しなければ」を「送付しなければ」に改める。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第五十条 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を削り、
同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項各号」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
 - 二 林業労働力の確保の促進に関する方針
 - 三 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第五十一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号を削り、同条第五項中「提出するとともに、公表しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

第六十四条第一項中「及び第五項から第九項まで」を「第五項、第六項、第八項及び第九項（同条第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）」に改め、「第四十条」の下に「（結核指定医療機関に係る部分を除く。）」を加える。

(健康増進法の一部改正)

第五十二条 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第五十三条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第六項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第九条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第六項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)

第五十四条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」を「第七号を除く。」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第三十七条第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第三十八条第三項中「（第四号、第十号及び第十三号を除く。）」を「及び第四項」に改める。

第五十条第三項中「（第一項第十二号を除く。）」を削る。

第五十一条の十九第二項及び第五十一条の二十第二項中「において」の下に「、第三十六条第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか」を加える。

第八十四条第三項中「最低基準」を「基準」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第三項」に改める。

第八十八条第一項中「、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」を「の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項」を「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み」に改め、各号を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「ときは」の下に「、第二項に規定する事項について」を加え、同項を

同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「次条第五項」を「次条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「講ずるものとする」を「講ずるよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村障害福祉計画においては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第八十九条第一項中「、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」を「の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施」に改め、同条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを削り、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよ

う努めるものとする。

一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(がん対策基本法の一部改正)

第五十五条 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「変更しなければ」を「変更するよう努めなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部改正)

第五十六条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三

号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次に掲げる」を「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する事項のほか、医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項

二 次条に規定する関係者の連携に関する事項

第五章 農林水産省関係

（競馬法の一部改正）

第五十七条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の七第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上

げ、第七号を削り、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 競馬活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該競馬活性化計画の目標その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

第二十三条の八第三項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第四項から第七項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（農業改良助長法の一部改正）

第五十八条 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項第五号を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 実施方針には、前項各号に掲げる事項のほか、協同農業普及事業の実施に関する事項を定めるよう努めるものとする。

（土地改良法の一部改正）

第五十九条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同条第八項中「（第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「並びに第九十六条の二第五項」を「第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項」に改める。

第三十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「借入並びに」を「借入れ並びに」に改め、同項第五号中「外」を「ほか」に改め、同項第九号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第三十六条第一項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第九十六条の二第一項中「土地改良事業を行う場合には、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ」を「土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる」に改め、同条第二項中「市町村は、土地改良事業を行おうとする場合において、前項の協議をするには」を「前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は」に改め、同条第三項中「協議をする」を「土地改良事業計画を定める」に改め、同条第四項中「協議」を「土地改良事業計画」に改め、同条第六項から第八項までを削

り、同条第五項中「第七条から第九条まで並びに第十条第一項及び第五項」を「第七条第三項から第六項まで、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項から第十項まで」に、「第七条第一項中「認可を申請する」とあるのは「協議をする」と、同条第五項、第八条及び第九条第四項中「申請」とあるのは「協議」と、第十条第一項及び第五項中「認可」とあるのは「同意」を「第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 市町村は、第一項の規定により土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見を聴かなければならない。

6 市町村は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告しなければならない。

第九十六条の三第一項中「、農林水産省令の定めるところにより」を削り、「経て必要な事項を定め、都道府県知事に協議し、その同意を得なければ」を「経なければ」に改め、同条第二項中「において、同

項の協議をする」を削り、同条第五項中「第四十八条第四項、第六項及び第九項から第十二項まで並びに前条第六項」を「第五条第六項及び第七項、第七条第五項及び第六項、第八条第二項及び第三項、第四十条第四項及び第六項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第五項及び第六項」に改め、「において」の下に「、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と」を加え、「同条第九項中「土地改良事業計画の変更（第三項に規定するものに限る。）をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行う」とする場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項、第六項及び第七項」とあるのは「第九十六条の三第二項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第六項及び第七項」と、「読み替える」とあるのは「、第七条第五項、第八条第一項、第四項、第五項及び第六項並びに第九条第四項中「申請」とあるのは「協議」と、第十条第一項及び第五項中「認可」とあるのは「同意」と読み替える」と、同条第十項及び第十一項中「認可」とあるのは「同意」と、同条第十二項中「第三者（組合員を除く。）」とあるのは「第三者」と、前条第六項中「都道府県知事は、」とあるのは「都道府県知事は、土

地改良事業計画の変更につき」と、「」を「前条第五項中「第一項の規定により土地改良事業計画を定める」とあるのは「第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画の変更をする」と、「当該」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、市町村は、前項において準用する第八十七条第五項から第七項までに規定する手続（前項において読み替えて準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

第九十六条の四前段中「、第四十九条」を削り、「第六十五条まで」の下に「、第八十八条」を加え、同条後段中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、「、第四十九条第一項中「前条の規定にかかわらず、総会の議決」とあるのは「当該市町村の議会の議決」と、「都道府県知事の認可を受け」とあるのは「都道府県知事に協議し、その同意を得て」と、同条第二項中「認可」とあるのは「同意」と」を削り、「負担したものと」の下に「、第六十四条中「第百十三条の二第二項」とあるのは「第

百十三条の二第三項」と、第八十八条第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項において読み替えて準用する第八十八条第一項の応急工事計画については、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

百十三条の二第一項中「及び都道府県」を「、都道府県及び市町村」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は市町村长」に、「国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業」を「土地改良事業」に改める。

百十三条の三第二項第二号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

百十六条中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に、「本条」を「この条」に、「確定日附」を「確定日付」に改める。

百十七条中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

百二十二条第二項中「及び第九十六条の三第五項」を削り、「並びに第八十七条の三第六項」を「、

第八十七条の三第六項」に改め、「第十三項」の下に「、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項」を加え、「、第九十六条の二第七項」を削る。

第二百二十三条の二中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三百三十六条第二項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（森林病虫害等防除法の一部改正）

第六十条 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の六第四項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第七条の十第二項中「定める」を「定めるよう努める」に改め、同条第三項中「聴くとともに、都道府県知事に協議しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するとともに、都道府県知事に報告しなければ」に改める。

（肥料取締法の一部改正）

第六十一条 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「するには、あらかじめ」を「したときは、速やかに、その旨を」に、「協議しなければ」を「通知しなければ」に改める。

(漁港漁場整備法の一部改正)

第六十二条 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「二十日間」を「おおむね二十日間の期間を定めて」に改める。

(植物防疫法の一部改正)

第六十三条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければ」を「これを告示するとともに、その旨を農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項ただし書及び同条第五項を削る。

第二十五条第一項中「前条第五項の」を「前条第四項の規定による」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二十七条第一項中「第二十四条第五項の」を「第二十四条第四項の規定による」に、「基き」を「基づき」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第六十四条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第九号を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 家畜改良増殖計画には、前項各号に掲げる事項のほか、家畜に関する試験及び研究に関する事項その他の家畜の改良増殖を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

(農地法の一部改正)

第六十五条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「(これらの権利を取得する者(政令で定める者を除く。))がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可)」を削り、同項第九号中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「又は都道府県知事」及び「、その

農地又は採草放牧地の存する市町村の長に」を削り、「その旨を」の下に「市町村長に」を加え、同条第六項中「又は都道府県知事」を削る。

第三条の二第一項及び第二項中「又は都道府県知事」を削る。

第四条第一項第五号及び第五条第一項第四号中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第二十六条第一項中「第三条第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は」を削る。

第五十七条第一項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正）

第六十六条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び第三項に規定する事項に係る部分を農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「ときは」の下に「、当該都道府県

計画に定める第二項第一号に掲げる事項について」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

第二条の四第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条第三項中「前条第三項から第五項まで」を「前条第四項から第六項まで」に、「同条第三項中」を「同条第四項中「第二項第一号」とあるのは「第二条の四第二項第一号」と、「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第二条の四第二項第二号」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、「」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。この場合に

において、その内容は、都道府県計画の内容と調和するものでなければならない。

第五条中「変更しようとする」を「変更した」に、「あらかじめ農林水産大臣に協議しなければ」を「遅滞なく、農林水産大臣に報告しなければ」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第六十七条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「都道府県知事は」の下に「、果樹農業振興基本方針に即して」を加え、同条第二項中「定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない」を「定めるものとする」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「同項各号」の下に「及び前項各号」を加え、「定めるものとする」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする

る。

一 果樹農業の振興に関する方針

二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

三 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

四 果実の加工の合理化に関する事項

五 その他必要な事項

第二条の四中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

第三条第一項中「第二条の三第五項」を「第二条の三第六項」に改める。

(山村振興法の一部改正)

第六十八条 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、振興山村の振興に関する基本方針の協議」を削る。

第七条の二第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「山村振興基本方針は、」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「定めようとするときは、あらかじめ、主務大

臣に協議し、その同意を得なければ」を「定めたときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければ」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 主務大臣は、前項の規定により山村振興基本方針の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

第八条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改める。

(野菜生産出荷安定法の一部改正)

第六十九条 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「提出するとともに、その概要を公表しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「次に掲げる」を「作付面積、生産数量及び出荷数量に関する」に改め、同項各号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 生産出荷近代化計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項
 - 二 集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項
- 第八条に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めなければならぬ。

第九条第一項中「届け出るとともに、その概要を公表しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第七十条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十一条第一項中「三十日間」を「おおむね三十日間の期間を定めて」に改める。

第十五条の二第一項第三号の四中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第七十一条 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「ときは、遅滞なく」を「場合において」に改め、「図るため」の下に「特に必要がある」と認めるときは」を加え、「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第九条第一項第二号中「に係る開発計画の達成」を「における水産動植物の増殖又は養殖の推進による漁業生産の増大」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、」の下に「都道府県が開発計画を定めた場合において、当該」を加える。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第七十二条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の大綱を定めるよう努めるもの

とする。

一 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

二 農村地域への工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

三 その他必要な事項

第五条第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 導入される工業等への農業従事者の就業の目標

- 二 工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標
- 三 その他必要な事項

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第七十三条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第五号から第七号までを削り、同条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項に」を「第二項に」に改め、同項第一号中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

- 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項
- 二 前項第二号の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
- 三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

第十五条第一項中「第七条の二第三項」を「第七条の二第四項」に改める。

第十六条第一号中「第七条の二第三項第一号」を「第七条の二第四項第一号」に改める。

第十九条第一号中「第三項」を「第四項」に改める。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第七十四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第三項とする。

第三条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第四条第一項及び第二項中「第二条の二第四項」を「第二条の二第三項」に改める。

(地力増進法の一部改正)

第七十五条 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「地力増進

対策指針には、「」の下に「おおむね」を加え、同条第三項中「聴かなければ」を「聴くよう努めなければ」に改め、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

(集落地域整備法の一部改正)

第七十六条 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「においては、」の下に「集落地域の位置及び区域に関する基本的事項を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条第三項中「当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針並びに」を削り、「次項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のうち、集落地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 集落地区計画については、前項に規定する事項のほか、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針を都市計画に定めるよう努めるものとする。

第七条第二項中「においては、」の下に「その区域を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、同項第二号中「前号の」を「当該」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第一号の」を「当該」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「前項第一号」を「前項」に改める。

(市民農園整備促進法の一部改正)

第七十七条 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、市民農園の整備の基本的な方向その他必要な事項を定めるよう努めるものとする。

(獣医療法の一部改正)

第七十八条 獣医療法（平成四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「都道府県は」の下に「、基本方針に即して」を加え、同条第二項中「定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならぬ」を「定めるものとする」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 獣医師の確保に関する目標
- 二 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針
- 三 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項
- 四 その他獣医療を提供する体制の整備に關し必要な事項

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第七十九条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法

律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項第二号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第二号及び第三号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第一号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二項第一号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、前項各号に掲げる事項のほか、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

第四条第二項の次に次の一項を加える。

3 基盤整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、農林業その他の事業の活性化の目標その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

第十四条第二項第二号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第八十条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項について」を削り、「なるべきもの」の下に「として、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定に関する事項を定めるほか、おおむね次に掲げる事項」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、同項を同条第六項とする。

第五条第二項中「においては、」の下に「整備地区の区域を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項各号に掲げ

る」を「前項に規定する」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するとともに、都道府県知事に報告しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正）

第八十一条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 就農促進方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、青年等の就農促進に関する基本的な方向を定めるよう努めるものとする。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正）

第八十二条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項第三号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 導入指針においては、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に該当する農業生産方式の導入を促進するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の一部改正）

第八十三条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都道府県は」の下に「、基本方針に即して」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県計画においては、整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する

目標を定めるものとする。

3 都道府県計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 家畜排せつ物の利用の目標

二 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

三 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

（有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正）

第八十四条 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

（有機農業の推進に関する法律の一部改正）

第八十五条 有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正）

第八十六条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条第二項第二号を削り、同項第三号中「目標を達成する」を「区域において定住等及び地域間交流を促進する」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を削り、同条第十一項中「第四項から第六項まで、第八項」を「第五項から第七項まで、第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「について」を「のうち同項第二号及び第三号に掲げる事項については」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 活性化計画の目標

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項

三 その他農林水産省令で定める事項

第七条第一項中「第五条第七項各号」を「第五条第八項各号」に改める。

第十一条中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第六章 経済産業省関係

(ガス事業法の一部改正)

第八十七条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十二条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第五十二条の三中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

(工場立地法の一部改正)

第八十八条 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「当該都道府県」の下に「内の町村」を加え、「次項」を「第三項」に、「地域準則」を「都道府県準則」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市は、当該市の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「市準則」という。)を定めることができる。

第六条第一項中「次の事項を」の下に「、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては」を、「「都道府県知事」という。」に「の下に「、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する市長(以下単に「市長」という。)に」を加える。

第七条第一項中「都道府県知事」を「、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては市長」に改める。

第八条第一項中「都道府県知事」を「その届出をした都道府県知事又は市長」に改める。

第九条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同項第一号中「地域準則が」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が」に、「地域準則を」を「都道府県準則又は市準則を」に改める。

第十条第一項及び第十一条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第十二条及び第十三条第三項中「都道府県知事」を「その届出をした都道府県知事又は市長」に改める。

第十五条の四を次のように改める。

第十五条の四 削除

(電気用品安全法の一部改正)

第八十九条 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十五条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第九十条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「都道府県」の下に「又は市」を加える。

第九十四条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第九十五条の二中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

(消費生活活用製品安全法の一部改正)

第九十一条 消費生活活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十五条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第五十七条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

(中小小売商業振興法の一部改正)

第九十二条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

(発電用施設周辺地域整備法の一部改正)

第九十三条 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「、経費の概算その他主務省令で定める事項」を「及び経費の概算」に改める。

(計量法の一部改正)

第九十四条 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第九十五条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「及び第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第七章 国土交通省関係

(水害予防組合法の一部改正)

第九十六条 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「ニ付テハ」を「ヲ定メタルトキハ遅滞ナク」に、「ノ認可ヲ受クベシ」を「ニ届出ヅベシ」に改める。

第七十八条中「事件ハ」を「事件アリタルトキハ遅滞ナク」に、「ノ許可ヲ受クベシ」を「ニ届出ヅベシ」に改める。

第七十九条及び第八十条を次のように改める。

第七十九条及第八十条 削除

(水防法の一部改正)

第九十七条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第三十二条第二項中「諮るとともに、都道府県知事に協議しなければ」を「諮らなければ」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に

届け出なければ」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第九十八条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条第一項中「都道府県計画」を「住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項に規定する都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)」に改める。

第三十七条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、建替計画においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 公営住宅建替事業を施行する土地の面積

二 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造

第三十八条第一項中「前条第五項（同条第六項）」を「前条第六項（同条第七項）」に改める。

第四十条第一項及び第四十四条第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第五十四条中「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。

）」に改める。

附則第二項中「第六条及び」を削る。

（道路法の一部改正）

第九十九条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又は指定市以外の市」を「、指定市以外の市又は町村」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存

する都道府県道の管理を行うことができる。

第十八条第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十四条中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第二十四条の三中「国土交通省令」を「条例（国道にあつては、国土交通省令）」に改める。

第二十五条第一項中「国土交通大臣の許可を受けて」を削り、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路管理者は、第一項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五条第四項を次のように改める。

4 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五条第五項及び第六項を削る。

第二十六条の見出しを「（有料の橋又は渡船施設の工事の検査）」に改め、同条第一項中「による許可

を受けた」を「により料金を徴収しようとする」に改め、同条第二項中「前条第一項の許可に係る同条第三項第一号」を「前条第三項の規定による届出に係る同項第一号」に、「同条第五項の規定による変更の許可に伴い変更されたものを含む。」を「同条第四項の規定による工事方法の変更（同条第三項第五号又は第六号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）に係る届出があつたときは、その変更後のもの」に、「許可を受けた」を「届出をした」に改め、同条第五項中「許可を受けた」を「前条第一項の規定により料金を徴収しようとする」に改める。

第二十七条第二項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十八条の三ただし書中「政令」を「道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）」に改める。

第四十八条の四第三号中「第一号に掲げるものを除くほか、」を削り、「設けられるもの」の下に「（第一号に掲げる施設を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設

第四十八条の五第二項第二号及び第三項、第四十八条の六並びに第四十八条の七第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第九十七条第一項第三号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

（離島振興法の一部改正）

第百条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、同条第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、離島振興計画は、離島の振興の基本的方針に関する事項について定め